

令和 8 年 5 月 1 8 日

富士宮市議会臨時会議案

富 士 宮 市

目 次

- 報 第 5 号 富士宮市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 報 第 6 号 富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 報 第 7 号 富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

報 第 5 号

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 専 決
処 分 報 告 に つ い て

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 、 地 方 自
治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 3 項 の 規 定
に よ り 報 告 し 、 そ の 承 認 を 求 め る 。

令 和 8 年 5 月 1 8 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 2 号

富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に
つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 、 富 士 宮 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を
別 紙 の と お り 専 決 処 分 す る 。

令 和 8 年 3 月 3 1 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市税条例の一部を改正する条例

富士宮市税条例（昭和３１年富士宮市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第７７条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第７７条の６第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第７６条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第７６条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第７７条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第７７条第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第７７条の３から第７７条の８までを削る。

第７７条の９（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第７７条の３とする。

第７８条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７９条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８１条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８２条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４の２様式」

を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 3 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 4 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 5 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 6 条第 1 項中「市長の定める申請書」を「標識交付申請書」に改め、同条第 2 項中「第 7 7 条の 9 第 2 号」を「第 7 7 条の 3 第 2 号」に、「第 7 6 条第 3 項ただし書」を「第 7 6 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 6 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 6 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 6 条の 3 とする。

附則第 7 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 9

項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 10 項から第 12 項までを削り、同条第 13 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条中第 14 項を第 11 項とし、第 15 項を第 12 項とする。

附則第 9 条の 3 第 5 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 6 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 7 項第 5 号及び第 9 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 12 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改める。

附則第 14 条の 2 から第 14 条の 6 までを削る。

附則第 15 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 15 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 15 条の 3 第 3 項第 2 号、第 15 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 16 条第 3 項第 2 号中「、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 17 条第 5 項第 2 号及び第 18 条第 2 項第 2 号中「、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに第 19 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 6 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富士宮市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(富士宮市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 富士宮市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年富士宮市

条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

報 第 6 号

富 士 宮 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条
例 の 専 決 処 分 報 告 に つ い て

富 士 宮 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 、
地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で 、 同 条 第 3 項
の 規 定 に よ り 報 告 し 、 そ の 承 認 を 求 め る 。

令 和 8 年 5 月 1 8 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 3 号

富 士 宮 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条
例 制 定 に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 、 富 士 宮 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 を 別 紙 の と お り 専 決 処 分 す る 。

令 和 8 年 3 月 3 1 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士宮市都市計画税条例（昭和 31 年富士宮市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 24 項、第 31 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 23 項、第 30 項若しくは第 43 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富士宮市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報 第 7 号

富 士 宮 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 専 決 処 分 報 告 に つ い て

富 士 宮 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ
い て、地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条
第 1 項 の 規 定 に よ り 別 紙 の と お り 専 決 処 分 し た の で、同 条
第 3 項 の 規 定 に よ り 報 告 し、そ の 承 認 を 求 め る。

令 和 8 年 5 月 1 8 日 報 告

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

専 第 4 号

富 士 宮 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 制 定 に つ い て

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 7 9 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 、 富 士 宮 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改
正 す る 条 例 を 別 紙 の と お り 専 決 処 分 す る 。

令 和 8 年 3 月 3 1 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠

富士宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富士宮市国民健康保険税条例（昭和３５年富士宮市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第３項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

- ５ 第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第９条の次に次の３条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の２ 第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．２８を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第21条第1項中「）並びに」を「）、」に改め、「及びカ」を削り、「、17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,260円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

第21条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について900円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について360円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第21条第3項中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項

に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額) の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額第 21 条に次の 1 項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第 3 項、第 4 項及び第 6 項から第 13 項までの規定中「、第 8 条」の次に「、第 9 条の 2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富士宮市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。